

平成28年第1回市議会臨時会に付議する案件

承認案件	1件
条例改正案件	2件
補正予算案件	2件
計	5件

《承認案件・条例改正案件》

(総務部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(平成27年度美唄市一般会計補正予算(第8号))

専決第1号 平成28年1月13日専決 経営会議資料

〈条例改正案件〉

◆美唄市給与条例の一部改正の件

平成27年の人事院勧告に基づく給料表及び勤勉手当の改正を行うもの。

＜改正内容＞

(1) 給料表

民間との較差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準の引上げを行う。(別表第1から別表第4及び附則別表第4から附則別表第6関係)

- ①行政職給料表 平均改定率 0.4%
- ②医療職給料表(一) 平均改定率 0.2%
- ③医療職給料表(二) 平均改定率 0.5%
- ④医療職給料表(三) 平均改定率 0.5%

※財政健全化計画期間中により、医師以外の職員については、独自削減の対象となっていない1級及び2級の職員のみ引上げの対象となる。

(2) 勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合の引上げを行う。

- ①本則の改正(第36条の4第2項第1号及び第2号関係)
一般職(医師含む) 年間支給割合4.1月→4.2月(0.1月増)
再任用職員 年間支給割合2.15月→2.2月(0.05月増)

区 分		改 正 後		改 正 前	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
一 般 職 (医師含む)	6 月	1.225 月	0.8 月	1.225 月	0.75 月
	12 月	1.375 月	0.8 月	1.375 月	0.75 月
再任用職員	6 月	0.65 月	0.375 月	0.65 月	0.35 月
	12 月	0.8 月	0.375 月	0.8 月	0.35 月

※平成27年度の勤勉手当の支給割合は条例改正前にすでに支給済みであるため、改正後の支給割合は平成28年4月1日施行。(附則の改正は行わない。平成27年度における期末勤勉手当の支給割合の合計は、医師が4.1月、その他の職員は3.5月、再任用は1.82月。)

※55歳を超える職員(医師職給料表(一)及び5級以下の職員を除く。)の給与の減額規定について、勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の支給に係る規定を改正する。(附則第27項関係)

- 施行期日 公布の日 (ただし、第36条の4第2項第1号及び第2号並びに附則第27項の改正規定は、平成28年4月1日から施行。給料表の規定は、平成27年4月1日に遡及して適用。)

(保健福祉部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市地域包括支援センター事業条例の一部改正の件

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備等に関する法律(平成26年法律第123号)が平成26年6月25日に公布され、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、美唄市においては、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、地域包括支援センターの業務として第一号介護予防支援事業を実施することから、事業内容を加えるとともに、他の事業内容についても分かりやすい表現に変更するため、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・事業内容を次のとおりに改める。(第3条関係)
 - (1) 第一号介護予防支援事業
 - (2) 総合相談支援事業
 - (3) 権利擁護事業
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

- 施行期日 公布の日

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成27年度美唄市一般会計補正予算(第9号)

補正内容 経営会議資料

(病院事務局)

◆平成27年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

◎議員協議会案件

- ・美唄市情報化推進計画(第3次改定)(素案)について
- ・美唄市地域公共交通網形成計画(素案)について
- ・美唄市住生活基本計画(素案)について

日程(予定)

2月 8日(月)	経営会議	13日(土)
9日(火)		14日(日)
10日(水)		15日(月)
11日(木)		16日(火)
12日(金)		17日(水)

平成27年度 一般会計補正予算案 (第8号) 専決

補 正 前 の 額	17,783,886
-----------	------------

(千円)

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
7 商工費	交流拠点施設整備事業	3,620	3,620	繰 入 金	19 繰入金 1 基金繰入金 3 交流拠点施設整備基金繰入金 (交流拠点施設整備基金繰入金)
1 商工費	補正内容 増額 男子露天風呂のろ過タンクが経年劣化により破損したため早急に修繕を行い、施設を適正に維持管理するもの。	需 用 費 3,620			
8 交流拠点施設費					
7 商工費	美唄国設スキー場整備事業	5,124	5,124	一 般 財 源	
1 商工費	補正内容 増額 圧雪車2台がそれぞれ故障し、ゲレンデ整備に支障をきたしているため早急に部品交換を行い、施設を適正に維持管理するもの。	需 用 費 5,124			
9 美唄国設スキー場費					
補 正 額		8,744	8,744		
			3,620	繰 入 金	【一般財源の内訳】 繰 越 金 5,124千円
			5,124	一 般 財 源	
			0		

補 正 後 の 額	17,792,630
-----------	------------

平成27年度 一般会計補正予算案 (第9号)

補 正 前 の 額	17,792,630
-----------	------------

(千円)

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
3 民生費	障がい児居宅生活支援費給付事業	7,500	3,660	国庫支出金	15 国庫支出金
					1 国庫負担金
					1 民生費国庫負担金
					(児童福祉費負担金)
2 児童福祉費	補正内容 増額	扶 助 費 7,500	1,830	道 支 出 金	16 道支出金
	放課後等ディサービス利用回数等の増加に伴い、給付額が不足することから経費を増額するもの。				1 道負担金
1 児童福祉総務費			2,010	一 般 財 源	1 民生費道負担金
					(児童福祉費負担金)
8 土木費	除排雪事業	80,000	80,000	一 般 財 源	
2 道路橋りょう費	補正内容 増額	使用料及び賃借料 80,000			
	連日の降雪により積雪量が平年数値を大きく上回るため、排雪に係る経費を増額するもの。				
1 道路維持費					
14 諸支出金	市立美唄病院会計支出金	82,516	82,516	一 般 財 源	
1 特別会計支出金	補正内容 増額	負担金補助及び交付金 82,516			
	総務省繰出基準における『不採算地区病院の運営に要する経費』の第2種要件の見直しにより、平成27年度、新たに該当となったことから、基準内繰出として病院事業会計に支出するもの。				
6 病院会計支出金					
補 正 額		170,016	170,016		
			3,660	国庫支出金	【一般財源の内訳】
			1,830	道 支 出 金	特別交付税 162,516千円
			164,526	一 般 財 源	繰 越 金 2,010千円

補 正 後 の 額	17,962,646
-----------	------------

【債務負担行為】

追加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
都市計画街路整備事業費	H28	24,000

<追加理由>

凍上により損傷した道路を、融雪後早急に整備することから、新たに債務負担行為を設定するもの。

事業名	市立美唄病院事業	予算所属 市立美唄病院事務局
-----	----------	-------------------

事業の概要																															
<趣旨・目的> 総務省繰出基準における『不採算地区病院の運営に要する経費』の第2種要件の見直しにより、新たに該当になることから、一般会計からの繰入を受けようとするもの。 また、採用薬品の使用量の増および、冬期に需要が増えるインフルエンザワクチン単価の引き上げ等により、薬品費が不足する見込みであることから、材料費の予算額を変更し、あわせて、たな卸資産購入限度額を変更しようとするもの。	<事業の実施体系と内容> <収益> <table><tr><td>補正前</td><td>医業外収益</td><td>他会計補助金</td><td>223,916千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>医業外収益</td><td>他会計補助金</td><td>82,516千円</td></tr><tr><td>補正後</td><td>医業外収益</td><td>他会計補助金</td><td>306,432千円</td></tr></table> <費用> <table><tr><td>補正前</td><td>医業費用</td><td>材料費</td><td>213,329千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>医業費用</td><td>材料費</td><td>9,000千円</td></tr><tr><td>補正後</td><td>医業費用</td><td>材料費</td><td>222,329千円</td></tr></table> 【たな卸資産購入限度額】 <table><tr><td>補正前</td><td>101,908千円</td></tr><tr><td>補正額</td><td>9,000千円</td></tr><tr><td>補正後</td><td>110,908千円</td></tr></table>	補正前	医業外収益	他会計補助金	223,916千円	補正額	医業外収益	他会計補助金	82,516千円	補正後	医業外収益	他会計補助金	306,432千円	補正前	医業費用	材料費	213,329千円	補正額	医業費用	材料費	9,000千円	補正後	医業費用	材料費	222,329千円	補正前	101,908千円	補正額	9,000千円	補正後	110,908千円
補正前	医業外収益	他会計補助金	223,916千円																												
補正額	医業外収益	他会計補助金	82,516千円																												
補正後	医業外収益	他会計補助金	306,432千円																												
補正前	医業費用	材料費	213,329千円																												
補正額	医業費用	材料費	9,000千円																												
補正後	医業費用	材料費	222,329千円																												
補正前	101,908千円																														
補正額	9,000千円																														
補正後	110,908千円																														

収益的収入

■不採算地区病院の第2種要件の見直し

(現行)		(改定後)		
直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在	➡	直近の国勢調査に基づく、当該病院の半径 5 km内の人口が原則として 3 万人未満の場合		
		<table><tr><td>美唄市</td><td>82,516 千円</td></tr></table>	美唄市	82,516 千円
美唄市	82,516 千円			

(補正前)			(補正後)	
医業外収益	他会計補助金	➡	医業外収益	他会計補助金
237,183千円	223,916千円		319,699千円	306,432千円 (82,516千円増)

収益的支出

(補正前)			(補正後)	
医業費用	材料費	➡	医業費用	材料費
1,396,190千円	213,329千円		1,405,190千円	222,329千円 (9,000千円増)

※たな卸資産購入限度額の変更(予算第8条)

(変更前)	(変更後)
101,908千円	➡ 110,908千円 (9,000千円増)